

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年1月4日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道138号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）（静岡県駿東郡小山町須走字西沢地内から御殿場市仁杉字上ノ山地内まで）

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
静岡県御殿場市 仁杉字上ノ山	1264番	山林	山林	614	614.90	329.90	10.64

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面（図面省略）のとおりである。

(2) 土地の使用の方法及び期間

ア 使用の方法

排水施設（側溝）を設置するために必要な掘削範囲として一時的に使用する。

イ 使用の期間

明渡しの期限の翌日から起算して90日間。ただし、明渡しの期限までに明渡しがない場合は、明渡しのあった日の翌日から起算して90日間

4 土地所有者の氏名及び住所

勝又いく子 神奈川県藤沢市藤沢969番地の1 グランドメゾン藤沢式番館804号室

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年12月21日

=====

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年1月4日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道138号改築工事（仁杉ジャンクション関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在、地番、地目及び地積

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
静岡県御殿場市 仁杉字上ノ山	1037番	山林	山林	770	770.07	619.93	なし

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面（図面省略）のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

勝又廣重 静岡県静岡市清水区草薙一丁目3番15-2702号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年12月21日

=====

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年1月4日

静岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道138号改築工事（仁杉ジャンクション関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在、地番、地目及び地積

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)			
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
静岡県御殿場市 仁杉字上ノ山	1036番	山林	山林	991	991.34	900.52	なし

(注) 裁決手続の開始を決定する土地の区域は一筆の土地の一部であり、その区域は別添図面（図面省略）のとおりである。

省略) のとおりである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
勝又廣章 神奈川県藤沢市藤沢970番地の1 パークホームズ藤沢セントラルアリーナ1302号室
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成29年12月21日